

太政官における幕末外交文書編纂の研究

田 中 正 弘

はじめに

現在、東京大学史料編纂所に主に架蔵される「外交通紀底本」、「外交通紀稿本」、「外交紀事本末」、「外交紀事本末底本」、「外交始末底本」等と、外務省外交史料館が所蔵する「外交紀事本末底本」の一部や「外交本末」等は、何れも萩原裕の編纂した未完の幕末外交文書集とその通史編とも称すべきものである。

しかし、未定稿その他を含めて三百数十冊に及ぶこれ等の編纂物は、かつて一冊も公刊されるに至らなかつたためか、今日殆んど人口に膾炙せず、一般の識者にも余りなじみのない史料集であるといえよう。だが、この編纂物は明治前期に編纂された幕末外交文書の一大集成として、初期外務省編纂の『続通信全覽』に比肩する内容と質の高さを含しているだけでなく、『続通信全覽』は採録史料の典拠を必ずしも明らかにしていないのに較べ、右の萩原の編纂物は採録文書のひとつひとつの典拠を明示していることと、現在その採録文書の一部の原本が散佚し所在不明なこともあって、この編纂物の史料的な価値は今も決して失われていないのである。

まずこの萩原の編纂した史料集について、従来どのような説明がなされてきたか、筆者の論述に先だち一応整理しておきたいとおもう。

最も早い時期にこの萩原の編纂史料について言及したのは、この幕末外交文書集の編纂事業を最終的に外務省より引継いだ東京帝国大学文科大学の史料編纂掛であった。明治四十三年三月、同掛は早くも『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』を上梓した。そこで編纂掛は、同書冒頭に詳しい「例言」を設け、次のように述べている。

幕末ニ於ケル外国關係ノ文書ハ、維新ノ際徳川幕府ヨリ引継ガレテ、外務省ニ保管セラレタリ、其書類ノ大部分ハ、安政五年、外國奉行設置以後、其部局ニ管理セラレタルモノニ係ル、其以前ノモノハ關係ノ各部局ニ分管セラレタリシガ、維新ノ際散逸セシモノ多力ルベク、又安政六年、江戸城本丸炎上ノ際ニ焼失セルモノモアルガ如シ、即チ米国使節及ビ露國使節ノ齋シ、國書ノ原本ノ如キ重要ナル書類ニシテ、今日ニ伝ハラザルモノアルハ、蓋シ之ガ為メナリ、故ニ初メ太政官ニ於テ、其遺漏ヲ補ハシガ為メニ、幕府編纂ノ通航一覧統輯及び有司ノ手録民間ノ雜記等ニ拠リテ、外交通記稿本外交始末底本等ヲ編纂シ、内閣又之ヲ承ケ、尋デ之ヲ宮内省ニ移サレ、又外務省ニ於テ、其編纂ヲ継続シ、書名ヲ外交紀事本末底本ト改メテ、増補スル所アリ（以下略）

「例言」はこの後、外務省の『続通信全覽』の編纂から『幕末外国関係文書』編纂への経過と東京帝国大学移管の措置にふれる。しかるにこ

の「例言」に従えば、明治政府は徳川幕府から継承した外交文書の欠漏が余りにも多いため、その不備を修補するために「外交通紀稿本」以下の幕末外交文書集の編纂を命じたかのようにうけとれる。

明治四十三年現在、「外交通紀稿本」等の編纂に当った萩原裕は既に故人となつて十二年経過しており、はたしてこの頃の史料編纂掛はこの事業開始の真相をどの程度正確に把握していたか疑問である。しかし、萩原の遺稿集ともいうべきこれ等の史料集の価値だけは相当に高く評価していたものとみえ、『幕末外交文書之一』の編纂にあたり、随処に「外交紀事本末底本」を引用し、また一巻以降も引き続きこの編纂物に大分依拠するところがあつた。

その後、この萩原の「外交通紀稿本」以下の編纂経緯について、あらためて解説されたのが金井圓氏である。氏は既に東京大学「史料編纂所」の百年展⁽³⁾の案内において簡潔に解説され、それから暫くして発表された「幕末の外交文書と『通信全覽』」において、次のように説明されている。

同じころ、太政官それ自体の第一局外務課というところで、やはり外交文書の編纂が始まられていて、明治十四年末、太政官は愛媛県士族で前修史局員の萩原裕を御用掛として、関係官庁、旧外国事務閣老家などを採訪して、二つの外交文書集を作り始めます。ひとつは『外交通紀』と題する編年文書集で、嘉永六年六月以降のもので、二八冊に及び、すべて太政官野紙を用いており、四冊散佚して今二四冊残っています。もうひとつは紀事本末体のもので『外交始末』と題するもので、五一冊に達しますが、こちらは明治十八年の太政官制廢止、内閣制度発足後にもちこされて、内閣の野紙を主体とし、時折、太政官の野紙の裏を使って編纂してあり、明治十九年には、編纂の仕事が一時宮内省図書寮に移されましたが、明治二十

一年五月ごろには内閣臨時編纂所に戻り、内閣はさらに内閣の野紙を使って、この『外交始末』を底本としこれを増補した『外交紀事本末』の編纂に着手しましたが、この仕事が、いつのころから外務省に移り、明治三十四年以前に全一九二冊として完成しています。（以下略）

以上、長文にわたつて引用させて頂いたが、これが現在萩原の幕末外交文書集の編纂経緯について述べた最も詳しい解説である。次にこの金井氏の研究成果に学びつつ、太政官における幕末外交文書集の編纂とはいつたい何であったのか。すなわち、編纂の開始事情をはじめ設置部局の機能、編纂の具体的経緯など、明治十年代の頻繁な太政官組織の改廃と対清外交の緊迫した情勢の中で展開をみたこの編纂事業の背景とその概要を少しく明らかにしてみたいとおもう。

一、太政官外務部と「外交通紀」の編纂

明治十五年七月、太政官第一局において「外交通紀」の巻一、巻二が整頓され、次の文書と共に主管參議の山県有朋に上呈された。

明治十五年七月

第一局

主任御用掛印 属印

掛參議印

書記官印

客歳七月中欽命ヲ奉シ外務部ニ於テ編纂ニ着手致、引續當第一局ニ於テ編纂候外交通記^(マ)百余卷之内、卷一巻二^(ニ)當今整頓^(メ)付、供高覽候也^(ヘ)この短い無号の文書は簡潔であるが、多くのことを示唆する。すなわち、その第一は「外交通紀」という幕末外交文書集の編纂が、明治十四年七月^(ト)中「欽命ヲ奉^(ジテ)」じて、太政官六部の内、外務部において開始されたものであること。第二に「外交通紀」は、編纂開始時の構想では「百

余巻」をもつて完結する予定であったこと。第三に「外交通紀」は外務部において編纂の着手をみたが、この外務部はまもなく同十四年十月二十一日に廃止された。そして再び参議の諸省卿兼任の制が復活し、新たに「太政官ニ属シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ参預スル」参事院が創設され、法制・会計・軍事・内務・司法・外務の旧六部の「法律規則ニ関スル事務」を継承した。⁽⁵⁾しかし、旧外務部に開設された「外交通紀」の編纂事業のみは、新設の参事院に移管されることなく、同年七月二十五日にやはり新たに設置された太政官第一局に継承され、翌十五年七月この第一局において「外交通紀」の巻一、巻二の二冊が整頓されたということである。

右の文書の「主任御用掛」の押印は、太政官准奏任御用掛兼陸軍省准奏任御用掛の萩原裕のもの。また「属」の押印は太政官四等属第一局勤務の高塚交敬（東京府士族）。そして「書記官」の押印二顆は「廉」と「片岡」とあるが、「廉」は内閣大書記官兼太政官大書記官井上廉（東京府士族）であり、また「片岡」は太政官少書記官兼農商務少書記官片岡忠教（新潟県士族）を指す。掛参議は前述のように山県有朋の押印である。ちなみに編纂主任の萩原が第一局勤務を命ぜられたのは、第一第二両局の設置と山崎直胤以下九名の書記官任命より二日遅れた明治十四年十月二十七日のことであった。⁽⁶⁾

ところで最初の疑問に立ち戻り、そもそもいかなる事情で「外交通紀」の編纂が外務部で開始されたことになつたのか。まずこの問題を外務部の機能を概観することからはじめたい。

明治十三年三月三日、太政官組織は大幅な機構改革をみた。つまり太政官中の法制・調査の二局を廃止し、新たに法制・会計・軍事・内務・司法・外務の六部を創設したのである。すでに懸案となつていた参議・諸省卿の分任問題は、これより先二月二十五日の閣議で分離に決定し、

同月二十八日天皇の裁可を経て参議の諸省卿兼任の制が廃止された。こうした参議と諸省卿の分離によって、従来の太政官内閣が各省から遊離しないよう、両者を媒介し意志の疎通をはかる機関として六部が設置されたものであった。⁽⁷⁾

外務部の職掌は、同三月十八日太政官達第式拾号の「太政官六部分掌事務」により、「外務部ハ外国交際ニ関スル事務執行ノ方法ヲ查理シ、其主務官庁ノ事績ヲ監視スル所」と定められた。つまり、外務部による外務省の監督である。そして翌四月三十日、「官中六部へ達」した「六部処務内規」⁽⁸⁾の第一条に、各部主管参議は部内の官員を統率して、その主管の事務を統理すべきことが謳われている。また、さらにその第三、四、六、七条は次のような規程であった。

第三條 内閣ニ於テ命令訓條ヲ下サントスルトキハ其主管ノ部ニ於

テ之ヲ審案セシムヘシ

第四條 各庁ヨリ上稟セル文書ハ其主管ノ部ニ於テ之ヲ審査シ其意

見ヲ付シテ上奏スヘシ

（中略）

第六條 各部主管ノ事務ニ付テハ直ニ各庁ニ照会シ又ハ其主任官ヲ

喚問スルヲ得

第七條 各部ヨリ上奏スル文書ハ其部主管参議ノ印ヲ捺スヘシ

したがつて外務部の場合、内閣が外交問題に關し命令や訓條を下そうとする時は、まず外務部でその問題を検討・審査するということになる。また外務省よりの上申も外務部においてまず審査し、これに外務部の意見を付して上奏するという手続きがとられる。そして外務部は外交際にについて外務省に照会し、その主任官をも喚問することができる。こうしてみると、太政官外務部は所管官庁である外務省に対し、相当

に強い指揮・監督権があつたようと思われる。「校訂明治官員録」等に
よれば外務部の担当書記官は、長崎奉行支配通弁御用頭取より明治新政

府へ出仕し、當時太政官権大書記官であつた平井希昌（長崎県土族）と
英國在勤の太政官権少書記官日下義雄（山口県土族）の二名であつた。

外務部設置当初、この部を担当した主管参議は大隈重信・川村純義、
井上馨の三名であつた。しかも興味深いことに井上は監視される側の外
務卿でもあつた。井上馨の兼任については前述の参議・省卿分離問題の
閣議の際も紛議したが、条約改正交渉中の井上について「宗則・従道は
是の際外務卿を更ふるの不可なるを力説」⁽¹⁰⁾し、外務卿の更迭による改正
談判の不利益を考慮して例外的措置となつた。

ともかく、外務部主管参議で外務卿でもあつた井上は、政府の永年の
重大懸案である条約改正交渉の難問を抱えていたとはいえ、外務省記録
局の業務内容をある程度は把握していたと思われる。その記録局では、
幕末外交文書集『続通信全覽』「編年之部」「首卷」等合計五百五卷
が、既に明治十二年に完結し、引き続き厖大な「類輯之部」の編纂にとり
こんでいた。井上はそれを知らなかつたとは思われない。もしそれを知
るの井上が、外務部における新たな幕末外交文書集『外交通紀』の編纂
事業の開始に殊更に異議を唱えなかつたとするならば、当初より「外交
通紀」の編纂は外務省の執務参考資料である『続通信全覽』の編纂とは
次元を異にする構想をもつて出発したものと考えざるをえない。

この問題を「外交通紀」の編纂主任萩原裕の外務部起用の経緯を手掛
りとして、もう少しみることにしたい。

明治三十一年二月二十日、萩原は病に罹り危篤に陥つた。そのため内
閣書記官長等は、萩原に特旨を以て位記を下賜されるよう内閣総理大臣
に上申した。その書類に添付された萩原の「履歴」に次のようにある。

明治十四年七月十三日 御用掛被 仰付候事

但取扱奏任ニ准シ月俸七拾円下賜候事、同日外務部勤務被
仰付

太政官⁽¹¹⁾

右の履歴は位記申請のための付属書類で、正確を期して作成された萩
原の官歴である。すなわち、萩原の外務部勤務は明治十四年七月十三日
であることが判明する。「欽命ヲ奉シ」て幕末外交文書集「外交通紀」
の編纂に着手したのもこの頃であつたろうか。あるいは萩原は「外交通
紀」編纂の重命を帯び、そのため外務部に配属されたのかも知れない。
当時、萩原は陸軍省准奏任御用掛であつた。彼は明治十一年十一月以来
学習院の漢学教師をも務めていたが、十三年十二月十四日これを依頼退
職していた。

その萩原が、なぜ外務部ないし「外交通紀」の編纂に起用されること
になったのか。この間の機微な事情について、「萩原西疇先生文学著述
概略」⁽¹²⁾は、次のように説明している。

十三年ノ頃ニ及テ琉球廢藩ノ議内閣ニ起ル。時ニ顧承述略ノ稟本世
間ニ流伝セル者アリ。餘勇述略ノ論旨朝意ト吻合セリ。或者之ヲ一
ニノ權貴ニ示セシカハ大ニ賞賛スル所ト為ル。清國公使何如璋等切
ニ之ヲ観ンコトヲ求メリ。先生初ヨリ此ノ事アルヲ知ラス。一日宮
島某門人ニ紹介シテ観ンコトヲ求ム。乃チ贍写シテ贈レリ。此レ先
生再タヒ内閣ニ徵サルル一端トナレリ。

右の「萩原西疇先生文学著述概略」は萩原の門人による作成と推定さ
れるが、続けて「明年七月先生陸軍省ヨリ内閣ニ徵サレ、外交史編輯ノ
命アリ」と明確に記している。つまり、明治十三年琉球帰属問題が日清
両国の大懸案として浮上した際、萩原の著作『顧承述略』の論旨が政
府指導部の見解とあまりに一致していたため、それが契機の一端となつ
て萩原が外交史編纂に起用されることとなつたというのである。

また右の文章にみえる「宮島某」とあるのが、かりに宮島誠一郎を指

すと仮定すると、宮島は左院廢官を経て、明治九年六月二十二日より修史局の御用掛に任じていた。この頃萩原も修史局の一等協修であつたから、以前より宮島と萩原は相互に面識があつたと推定される。そして「一二ノ権貴」とは誰をいうのであらうか。「三條家家司日記」によると、明治十四年七月内務少書記官に転出して、いた宮島は、かつての修史館の同僚・上司や内閣書記官等と共に三条実美太政大臣主催の紅葉館の会に招待されたり、また宮島自ら三条邸へしばしば出入し謁見を願い出している。三条実美は太政大臣であると同時に明治十二年五月二十一日より修史館の総裁をも兼務していた。もしかすると、「権貴」の一人はこの三条を指すのかも知れない。それでは他のもう一人は誰であったろうか。

谷中靈園に萩原の墓がある。そこに彼の高弟であつた内田周平撰文の「西疇先生之碑」が建つてゐる。その撰文の一節に次のようにみえる。
著^三顧承述略前後両篇凡十八卷。本邦史乘事関^二外國^一者網羅無^レ遺。

蓋先生尤所^レ盡^ニ精力^一也。後朝廷欲^ニ廃^ニ琉球藩^一書中所^レ論與^ニ朝旨^一暗合。參議伊藤公博文歎^ニ其深識^ニ云（中略）十四年再入^ニ太政官^一命編^ニ纂^ニ外交史^一（以下略、句読点筆者）

この撰文からは、もう一人の「権貴」は参議伊藤博文であつたようを考えられる。いかに重要と思える編纂事業であつても、機構の改廃によつて撤退ないし頓挫に追いこまれることが少なくない。しかし、萩原の場合太政官制度廢止後、宮内省に臨時編纂所を設け幕末外交文書集の編纂を繼續し、金井氏の指摘するようにそれより内閣臨時編纂所、外務省記録局と転々としながらもこの編纂を続行した。このような特例ともいえる編纂事業は、背後に余程強力な支援と理解がなければ到底遂行は困難である。それが三条太政大臣と伊藤参議であるとの特定はひとまず差控えるが、いずれにせよ、萩原には政府要路の相當に強い推挙と支持が

あつたことは確かなようにおもわれる。

『頭承述略⁽¹⁸⁾』は幕末の危機的状況の中で、内憂外患を憂慮した萩原が半生を傾けた著作であつた。景行天皇十二年に起筆し、孝明天皇の嘉永六年に至る紀事本末体の対外関係史で、全編卷十八から成る。このうち卷一戡定三韓述略から卷九通漢述略までの九編は四冊本として、既に明治九年八月に公刊されていた。しかし、卷十以降の著作は萩原自ら疎謬の多いことを理由に容易に脱稿せず、なお多くの文献を涉獵して修補・考証に時日を費やしていたのである。卷十より卷十八迄の後半の統編が公刊されたのは、萩原ももう頽齡を迎えた明治二十九年十二月のことであつた。

その『頭承述略⁽¹⁹⁾』に収録する「采據書目拾遺」によれば、博覧の漢籍は日本はもとより中国・朝鮮の文献より西欧書籍の翻訳書まで総計三百五種の多きにのぼる。萩原がこれ等の質のよい多くの文献に接しえたのは、明治六年六月十八日太政官正院歴史課就職以来、修史局の廢止後まで勤務していたからこそ可能であつた。

とまれ、萩原は外務部に起用された年の十二月、内閣書記官に「献版願書」を呈出し、「私儀編纂頭承述略全部十八卷内卷一と卷九迄既刻、卷十より卷十八迄未刻ニ有之候處、今般版木原本共悉皆右製本八十五部相添へ獻納仕度、此段御許可被下置候様奉願候也」と請願した。つまり既刊の『頭承述略』原本・版本に加えて未刊分も全て獻納したいと願い出て、翌十五年これが裁可され、二月二日引き渡した。

琉球問題の処理に苦心した明治政府が注目したのは、『頭承述略』の中でも未刻の卷十「餘勇述略」であったという。同時にこれは、當時在京清国公使何如璋もしきりに披閱を求め強い関心を持ったものというから、萩原の『頭承述略』の悉皆献本には、何か微妙な事情が絡んでいたようと思われる。

そこで次にこの問題から萩原の外務部起用の背景と、彼に与えられた「欽命」とはいかなるものであったかを考えいくことにしたい。

二、『顯承述略統』と萩原裕起用の背景

最初に「餘勇述略」の内容からみていくこととする。

萩原の編纂した『顯承述略統』の内容は、「通漢述略」・「殄戮蒙古述略」・「將府私通述略」・「懲朝鮮述略」・「教匪述略」・「餘勇述略」・「紀年通表」の七項目九巻から成っているが、何れも本論の歴史叙述に先立ち、序説を設けて自ら独特の史論を簡潔に開陳している。萩原は「餘勇述略」の序説において、まず琉球の地理的環況やその名称の由来、尚氏の祖先についてふれ、ついで次のようによくこととする。

往古雖ストレ屬スル吾カ版バ圖ト。朝貢中スノ絕カタ。明洪武中。修貢朱氏。受厥封爵。官制稍擬マテル漢式ハニシ。然天造地設。与我脈絡一體。風俗言語文字衣服飲食。至三家屋器皿之制ミツカイ。莫不咸同焉。神祇有三天祖八幡熊野菅神之祠。浮圖有禪寺密之教。其人則寬袖束帶。足穿草履。版屋草舍。不用檜卓。蘭席地坐。屈膝而居。有長跪膜拜之禮。無肅屏長揖之式。民俗樸素。不詐不欺。不尚華麗。尤畏鬼神。大約與吾皇國無少異。(中略)中古王政之衰。雖久漏聲教。而島津氏世管其國。亦吾餘勇之所暨歟。(以下略)

すなわち、琉球は明の冊封をうけその官制を擬しているが、風俗・言語・文字・衣服・宗教・生活習慣・氣質等の万般にわたり日本と一体であるとの論を展開した。ついで本論では後花園天皇の嘉吉元年、將軍足利義教が島津忠国に琉球を附庸したことに起筆し、明暦中將軍徳川家綱が琉球統治を島津氏に任せ、島政その治下に属し今日に至る歴史的経過を考証した。

ところが、この琉球の帰属問題がやにわに一大難件として浮上して来た。政府は琉球の清國への朝貢や賀慶を廃止し、該地域の主管を外務省から内務省へ移して、清國公使何如璋と葛藤を起しつつあったが、明治十二年三月十一日を以て琉球藩を廃し沖縄県を置き、旧藩主尚泰の東京移住を命じたことによって、一挙に帰属問題が表面に噴出してきたのであつた。

同十二年五月十日、清國總署王大臣は在北京六戸機公使にこの問題に關し、「琉球一國ハ世々中國ノ冊封ヲ受ケ中國ノ正朔ヲ奉ン中國ニ入貢スル今ニ已ニ數百年ニテ天下ノ國ノ共ニ知ル所ナリ(中略)貴國ハ端シナク人ノ國ヲ滅シ人ノ祀ヲ絶ツ是レ貴國ハ中國並ニ各国ヲ蔑視スルナリ(中略)貴大臣宜シク即チ貴國ニ知照シ琉球ヲ廢シテ縣ト為スノ一事ヲ速カニ停止ヲ行ナハレ」⁽²³⁾ないと強硬に抗議し、琉球廢止の撤回を迫つた。

この清國の照会を宍戸公使より接受した政府首脳は如何に清國に対し正理にかなつた反論を展開すべきか、幾度も鳩首協議を重ねたのである。その結果、寺島宗則外務卿は同年七月十五日付を以て、漸く清國政府への返詞を在北京の宍戸公使に送付した。

その返詞の概要は、琉球の文字・言語・神教・風俗「一モ我国ノ物ニ非ザルナシ」と、日本と琉球の一体論を強調し、ついで足利義教將軍以来、琉球の島津氏隸属の歴史的経過を詳述し、「家久ハ徳川氏ノ命ヲ得テ世々琉球ノ地ヲ管シ吏人ヲ遣シ島政ヲ理シテ經界ヲ正サシメ其民ノ銃器ヲ挾サムヲ禁シ歲収ヲ檢シ十二万三千國ヲ得タリ爾後其八万八千石ノ地ヲ割テ尚寧ニ予ヘ而シテ其歲租ヲ定メ八千石ヲ薩摩ニ納レシム島津氏ノ提封ハ七十二万石ニテ琉球全島実ニ其中ニ在リ尚寧鹿児島ニ留マル三年ニシテ放還セラル尚寧及ヒ三司官ニ授クルニ法十五條ヲ以テス尚寧三司官各々誓書ヲ獻ス此ヨリ其後世々薩摩ノ吏治ニ服シ今ニ三百年ヲ経タリ」とあつて、殆んど前述の萩原編纂『顯承述略統』の卷十「餘勇述

略」と軌を一にする記述であった。

そして一方萩原は、『顯承述略統』の卷五「將府私通述略」の序説において

交際之権。天子之所執。而非人臣之所領也。雖然人臣推戴天子於上。而能自以敵禮。交接外蕃。互通國書。則天子之尊。自伸于萬國之上矣。交際之道。自非臣屬羈縻之邦。無有大小。無以介強弱。不得不下一以敵禮遇之。況若漢乃風習夸。大挾疆域之大。動輒以臣僕視人。(以下略)

と、皇威の発揚と外交の密接な関わりを説き、中国側の尊大な大国意識を批判している。

また、同上巻六「懲朝鮮述略」の序説において、豊臣秀吉の朝鮮出兵は無名かつ貪兵の出師であると断じながらも、そこには国家に対する功勞をも認めるのである。

況有文様之擧。而明韓破胆。國威以震乎海外焉。不然覺羅氏之興。威服蒙古。征三準噶爾。略厄魯特。亡滅全明。綏服安南。緬甸。取台灣。其強力與元頗頑。然而其不試鋒於我者。雖曰由鑑前元之敗。而討韓餘威。亦足四以折衝乎三海外矣。源委亦不可不知也。(以下略)

つまり、勃興の清朝は周辺諸国を服属させ元帝国に匹敵する版図を拡大しながら、日本に容易に侵攻の手を下さなかつたのは、元寇の失敗もさることながら秀吉の朝鮮出兵の「餘威」にあることを知らなければならぬというのである。さらに萩原は、『顯承述略統』の終章、卷十一の「紀年通表」の序説において、

歐亞諸國虎視狼噬。強弱相并。每ニル一戰。國步彌濟。北之則有若比。達加他隣。明毅果斷。西之則有若那破翁。大度偉略。又西之則有若華盛頓奇杰鴻勲。或英人吞併印度。或

露人万里通鐵道於清。機巧日奪天工。人智殆欺鬼神。厚生利用之道。莫不窮矣。贊天補地之用。莫不盡矣。然而吾邦獨卻立瀛海之外。海外事情。茫如醉夢。其偶一至者。以為空谷跫音。尚駕遂之門外。雖然。徳川氏以開国始。而以開國終焉。其間鎖國決非祖宗之初意也。雖子孫。蓋亦有悔焉者。竊聞吉宗製職也。首解禁書之禁。自製渾天儀。建占星台。訖曆算全書。自餘用心西伎者多矣。俾吉宗出於開国之時。則其所為必有二足驚世者。惜夫。見羈於一定之陋制。而不レ能出乎常規之外而止。然則今日之開国。雖曰復天朝之旧典。謂之徳川氏遺意亦可也。(以下略)

と、西欧列強の弱肉強食の現状から歐米の偉大な帝王や政治指導者に筆を及ぼし、さらに科学技術の飛躍的発展に触れ、わが國のみこの時勢の進展から取り残されたが、もとより鎖国は徳川氏の祖法ではなかつたと明言する。そしてもし海外の技術攝取に力を注いだ吉宗が開国時に存在したなら、「常規之外」の方策に出て、幕末も別の展開もありえたことを仄めかし、すなわち今日の開国は朝廷の旧典に復したのだけれども、またこの開国は徳川氏の遺志であつたといふことも可能である、とする実に斬新な史論を展開したのであつた。

当時、岩倉具視を始め政府要路は條約改正の懸案も、対外的に信教の自由や内地難居を認め、国内的には諸法律を整備し、民智の開化向上をはからねば列国の信服を得ることが困難であると認識していた。しかし、一般的には政府の開化政策に批判的な退歩的態度の者も少なくなかつた。こうした時に、萩原の右の行論は開国、すなわち西欧文物の積極的な導入は朝廷の政策であるだけでなく、徳川幕府の遺志でもあつたとし、現政府の政策が歴史的に正統性をもつことを大いに強調する結果となつた。

おそらく、右の『頤承述略統』の「餘勇述略」に注目した明治政府の要路は、その個處だけではなく他の巻も一応通覽したに違いない。そこには右に述べたような歴史認識が滔滔として語られていたのである。萩原の『頤承述略』は、正確な史実の叙述が第一の主眼であったと思われるが、そこには強い自主独立の意識と万国対峙の意識が底流として横わっているように考えられる。こうした萩原の認識は、政府要路の認識と一脈も二脈も通じ、彼の抜擢を可能とする素地を有していたように思われる。

ちなみに、岩倉具視は外交の機務を筆録し、これを天皇の参考に供していたが、そこで岩倉は「外交ノ緊要ナル遠略ノ務メサル可カラサル其レ此ノ如シ。故ニ内外ノ事挙テ自主ノ権立ツ、自主ノ権立テ始テ強大ノ列國ニ抗衡スルコトヲ得ヘン。公法ニ云ハスヤ國ハ大小強弱ノ別アリト雖、均ク対等ナリト。方今我國ノ外交条約ニ自主ノ権ヲ失フカ如キ、彼カ偶然ノ特權ヲ得ルカ如キ、皆公理公道ニ背反ス。是レ畢竟我國憲未タ確立セス、富強未タ自ラ持セサルヲ以テ彼レニ圧倒セラルルナリ」⁽²⁵⁾と、しきりに言を重ねて条約改正し自主の権確立が万国対峙の根幹であることを強く天皇に説いていた。

また、明治十二年琉球帰属問題で日清間の紛議をみたおり、世界周遊の途次にあつた米国前大統領グラントは訪日し和平を周旋した。同年八月十日、天皇は浜離宮にグラントを往訪し、太政大臣三条実美のみを陪侍させ、吉田清成の通訳で懇話した。⁽²⁶⁾その折、グラントは琉球一件にもあれ、日清間の平和維持の肝要なる点を強調した。天皇は「琉球一件ニ関シテハ之ヲ談スヘキ旨伊藤等ニ命シ置タレハ彼等ト談話セラレンコトヲ求ム」と述べ、伊藤参議等にこれを任せることを理由に、この問題に深く抵触することを避けようとした。しかしグラントは続けて天皇に次のように語った。

此問題ニ關シ猶一言スヘキコト有リ。琉球及其他紛糾ノ件ヲ清国ト談判シ給フニ当リ、避ケラルル丈ヘ外国ノ干渉ヲ招キ又ハ許シ給フコト勿レ。予熱々歐州各國ノ外交政策ヲ按スルニ、彼等カ亞細亞ニ於テ謀ル處ノモノハ、一トシテ亞細亞ノ人民ヲ屈辱シ圧服スルコトニ関セサルハ莫シ。彼レカ外交政策ハ常ニ專横ナリ。而シテ清国ト日本トノ葛藤ハ即チ彼カ漁夫ノ利ヲ占ムヘキ奇貨トナス所ナリ。清國ト日本ハ此問題ニ當ルニ嘗テ同盟國タリ、旧誼ト人種ノ同一ナルヲ思ヒ、友誼ヲ尽シ讓与ヲ為スノ心ヲ以テセハ、相互ノ体面ヲ損セスシテ之ヲ結局シ、永遠平和ノ基ヲ立ツルコト何ソ難カラシ（以下略）⁽²⁸⁾

すなわち、グラントは若き天皇に歐州列強の対アジア外交政策の厳しい現実を諄諄と説き、対清外交も互譲の精神で列強の干渉を招かないよう細心の配慮を要すべき旨を切言したのであった。こうして約二時間に及んだグラントとの対談が終わるにあたり、陪侍した三条「太政大臣も亦、重要な事件に関して有益なる意見を聞くを得たるを深く感謝」⁽²⁹⁾しただけでなく、天皇もグラントに対し、「貴卿カ言フ所ハ悉ク朕カ耳ヲ傾ケテ聽キタリ。朕ハ熟考ゼン。深ク貴卿カ好意ヲ謝ス」⁽³⁰⁾と述べ、外交の重要性につき天皇の認識に少からず影響を与えたのであった。

この年十月十三日、天皇は侍補を廃し、大臣・参議をして近侍補欠の任に当らせることがとした。そして翌十三年二月、前述のように参議・諸省卿分任を裁可した天皇は、改革後太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視の三名を召して、「從来内閣に於ける参議の権力強大にして、實に参議兼大臣たるの觀ありき、自今以後大臣たる者力めて参議を統御すべしと宣し」たという。

とまれ、太政官六部設置後の三月十七日、「内閣日則」⁽³²⁾が定められ、大臣・参議は午前九時に内閣に出勤し、十時に天皇の臨御があつて会議

が進行する。まず内閣書記官が上奏の書類を朗読し、ついで大臣より要務を奏聞し、それより参議がその主管の事項について理由を説明、また当日出席の諸省卿も担任の事件を上陳することとなつた。従来、天皇の内閣臨御は毎週月・水・金の午前中であつたが、「内閣日則」の制定後は日曜・祭日以外日々午前十時に内閣へ臨御することとなつた。

そして右の「日則」の附則に、天皇の裁可は「内閣ニ於テ御検印之事、但御熟考ニ係ル書類ハ此限ニ在ラス」とある。この外、毎月、水・金の両值日は大臣・参議の御陪食と定めし、従来土曜日は大臣一名、参議三、四名の御陪食となつていたが、更に今後は諸省卿輔二、三名、元老院議官以上陸海軍武官の重立つた者や勅任官、あるいは外国派出の公使等も時宜によつてこれに加えることとした。⁽³⁴⁾つまり、天皇は大臣・参議のみならず各省の幹部や陸海軍の幕僚、あるいは海外派出官吏等各層の人材を召して、御陪食を通じて意志の疎通をはかると共に、広く意見を聴取する体制を整えた。

こうした天皇の親政にあたり、明治政府要路がもつとも重視したのは「君徳培養」ではなかつたろうか。既に侍補職は廃止されてゐた。しかも明治十数年前半は琉球の帰属をめぐり対清外交が微妙な状況にあつた。この時期『顯承述略』の一編、「餘勇述略」に注目した政府要路は、その著作全体に流れる萩原の史観とその歴史叙述の中から自ずとにじみ出る教訓的な示唆に大いに嘱望するものがあつたようと思われる。また、天皇も股肱の岩倉だけでなく、グラント将軍より外交の機務について強い影響をうけていた。

以上のことと考慮すれば、明治政府要路がこの時期太政官外務部に『顯承述略』の編者萩原を起用し、彼に特別な任務を与えて、開国以来の大外交史を編述させようとしたとしても、あながち不思議なことではないように思われる。

ちなみに萩原は憲法調査のため渡欧していた伊藤博文の帰国直後、つまり明治十六年九月十八日「外交通紀稿本」四帙八巻の別冊を伊藤参議の高覽に供した。⁽³⁵⁾伊藤の歐州視察、調査は一年有余にわたつたため、彼は帰国後も諸用務に忙殺され、「外交通紀稿本」を熟読している暇がなかつた様子である。萩原は部分的に修正したい個所もあつたとみえ、一旦この「外交通紀稿本」を手許に返却してもらい、更にあらためて翌十月九日伊藤の執事宛に提出したのであつた。

過日改正之廉有之一時御返戻方申入候外交通記稿本八巻今般閲了ニ付御回し申入候間、御落手之上參議殿御差出有之度、且御一覽済之上ハ早々御返却相成候様御取計有之度候也

明治十六年十月九日

太政官第一局詰合

伊藤参議殿

執事御中⁽³⁶⁾

しかも本書状の追而書で、「本書ハ内閣秘本ニ付、汚損不相成様御注意有之度」と述べ、「内閣秘本」である本書の取扱に注意喚起したのであつた。その後、伊藤参議はこの「外交通紀稿本」を暫く手許に置いていたため、十二月に至り第一局はその返却方を求め、伊藤の執事は「然ハ御局御編纂之外交通紀八冊、兼而預リ居候分返納可致旨正ニ拝承仕候得共、何分ニも只今ハ主人儀出勤中ニて相分兼候間、帰邸之上相伺、當方より持參御返納可仕候」と回答したのであつた。そして翌十七年五月二十八日、新たに「外交紀事本来」三巻を編纂した萩原は第一局よりこれを内閣に上申したが、その時伊藤参議は何かの都合で欠席していた。それを後日伝聞した萩原は七月二十四日に至り、この「外交紀事本来」別冊に次の書翰を添えて伊藤参議に送り、その披閱方を要請したのであつた。

当局編纂外交紀事本末三巻先達而整頓上申済之処、未タ閣下之電覽
ヲ不経候哉ニ承知仕候ニ付、乍延引別冊三巻差出候間、御用間御一
覽被下度奉願候也

十七年七月二十四日

伊藤參議殿⁽³⁸⁾

太政官第一局

萩原 裕

萩原がこのように編纂の都度、あえて電覽を要望したのは伊藤參議のみであつたようで、他の參議に送付したことと示す書状の控は見当らない。従つて、前述のように萩原の起用には、やはり伊藤博文が大きく関わつていたものと推定される。「外交通紀稿本」や「外交紀事本末」は、萩原の表現を借りれば、ともに「内閣秘本」であった。実際、この両書とも見抜き冒頭に五・五種四方の「内閣記録之印」を押捺しており、より正確にいえば「内閣記録」というべきかも知れない。ちなみにこの「内閣記録之印」について『改訂増補内閣文庫藏書印譜』(昭和五十六年三月改訂増補)に、「内閣記録局印」「内閣記録之印」は翌十九年内閣制度になつて以後のものであるが、文庫に架蔵する数量はかえつて少ない」と、説明されている。事実、「内閣記録局日記」(国立公文書館所蔵)によれば、内閣制度の創設直後の明治十九年一月四日、蟻石材をもつて「記録局長之印」と「内閣記録局印」の双方を刻成した。

「内閣記録之印」は、それから間もない同月二十三日に蟻石材で刻成したものであった。そして翌二月十五日には記録局処務条令の制定までの暫定措置として、「記録図書ノ区別」が起案された。そこでは記録と図書の区別を、印刷・謄写に拘らず「公布スヘキ性質」のものか否かに基づき求めている。つまり、公布すべき性質に非らざる各官衙の公文及び報告類は「記録目録」に編入することとなつたのである。

こうしてみてみると、萩原の外務部起用は「内閣記録」としての詳細な外交史を編纂することにあり、それが「欽命」の実体ではなかつたかと考えられる。つまり、この編纂物が整頓の都度内閣に上呈され大臣・参議の検閲を得ると同時に、伊藤參議には特別な検閲を願い出ていることは、とりもなおさずこの編纂の実質上の責任が伊藤にあつたようと思われ、天皇の「君徳培養」のためにも御手許用に供することが可能な一大外交史の編纂が使命ではなかつたかと、現在のところ推測しておきた。このように考えれば、政府組織の改廃と関係なく編纂が続けられた意味も少しは納得がいくようにおもわれる。

その理由の一端を外務省の「統通信全覽」の編纂の相違からも言及が可能であろう。周知の如く旧幕府編纂の「通信全覽」は、外國方の実務創業の年の安政六年を起点とするため、開国後より通商条約の調印迄の部分が欠落している。またその後をうけた外務省の「統通信全覽」は文久元年に起筆する。第一に「通信全覽」「統通信全覽」は執務上の記録として外交文書の整備・編纂を意図したものであつて、当初より外交史を叙述しようとして企画されたものではなかつた。

その点、萩原の外務部で着手した「外交通紀稿本」は嘉永六年六月三日のペリー渡来に起筆し、明治以降まで全百余卷で完結する編年史の構想を初めよりもついていた。したがつて最初より首尾一貫する外交史の編纂を意図した萩原の「外交通紀稿本」は、外務省の「統通信全覽」の延長でも发展でもなく、それ自体全く独自の構想を持つものであつたといふことが出来るであろう。

そしてまたこの「外交通紀稿本」の編纂がなぜ同じ太政官の中の修史館で着手されなかつたのかについても少し述べておきたい。

明治十六年、岩倉具視が「大政紀要」の編纂に着手するに当つて、その編纂方針を各委員に訓示したが、その中の「編纂体裁」において「編

年実録ニ至テハ別ニ史編ノ在ルアリ修史館ノ專科ニ屬ス⁽³⁹⁾」と述べ、史料の編纂は修史館の「専科」であると明確に指摘し、これと混同しないように注意している。

したがって萩原の「外交通紀稿本」や、後年編纂した「外交紀事本末底本」等の史料集は、あくまで外交史を叙述するための基礎作業であって、これが後に紀事本末体の外交通史「外交本末」として結実することになる。つまり、萩原の担当した外交史の編纂は修史館の専科である史料の編纂とは性格を異にするものであった。

三、太政官第一局における「外交通紀稿本」の編纂 と「大政紀要」

いわゆる明治十四年の政変をへて、政府は指導部の再編とその指導体制の強化を意図して大幅な中枢機構の改革に着手した。すなわち、明治十四年十月二十一日前年廃止した参議・各省卿の兼任制を再び復活したのである。そして太政官の六部を廃止して、新たに内閣の命によって法律・規則の起草や審査に参与する参事院を創設した。同院には内局の外に、やはり外務・内務・軍事・財務・司法・法制の六部の分掌事務を設け、旧太政官六部の法律・規則に関する事務を継承させたのであった。⁽⁴⁰⁾しかし、旧太政官外務部にあつた「外交通紀」の編纂業務のみは参事院に移管されずに、その後新設された太政官第一局に引継がれたことは、すでに前述のとおりである。

そこで次に第一局そのものからみていくこととした。

明治政府は同年十月二十五日、第一局と第二局を設置し、太政官の庶務を分掌させることとした。すなわち、第一局は「外務財務農商工務ニ関スル公文ヲ查理」し、また、第二局は「内務教育軍事司法ニ関スル公文ヲ查理」する所と定めた。⁽⁴¹⁾そして第一局と第二局が共同で起草した「第一局第二局庶務取扱内規」が、翌々二十七日内閣書記官より大臣・

参議の回議に供され、翌二十八日「第一局第二局庶務取扱順序」として正式に通達された。⁽⁴²⁾

その「庶務取扱順序」は三カ条から成る。まず、第一条において、第一局第二局おののおのその分掌する所に従ひ、内閣書記官より任免・黜陟などの人事に関するものを除く、諸公文を受けてそれに考按を附し、大臣もしくは参議の検閲を請け、局名を以て内閣に上申すること。次に第二条で、参事院・元老院の章程に照し、回付すべき諸公文及び会計法に依り会計検査院に回付すべき文書ならびに各官庁に下問すべき事件は、大臣もしくは参議の旨を奉じ内閣書記官局に回付してこれを施行すること。そして第三条において、各官庁に往復の文書、省使院長官に対しても大臣もしくは参議の旨を奉じその名を署し、府県長官省使院局長以下に對しては上席書記官の名を以てすること。

この三カ条のうち、最も重要な所掌事務は第一条の「内閣書記官ヨリ諸公文（中略）ヲ受ケテ考按ヲ附シ大臣若クハ参議ノ検閲ヲ請ケ局名ヲ以テ内閣ニ上申ス」ことであつたようと思われる。そこで、次に第一条の事例として、外務・財務・農商工務に関する公文の查理を主務とした第一局作成の「第一局議案」のひとつを紹介しておくことにしたい。

明治十四年十一月十六日、外務省は外国人の遵奉すべき行政規則が從来より各省において取扱い、外務省へは照会するのみでその意見を用いる訳でもなく、彼我交際上往々にして不都合を生ずる場合もあり、今後は右のような規則を設ける際は、必ず外務省と協議、熟決の上でなくては頒布しないよう太政官から各省へ指令して貰いたい旨を上申した。この外務省の上申に対し、第一局は十日程かけて慎重にこれを検討・審査し、同月二十六日「第一局議案」を作成し、これを外務省の上申に添付して次のように内閣の上裁を稟請した。

別紙外務省上申各国人ノ遵奉スヘキ行政規則ハ、自今同省ト協議熟

決ノ上頒布候様各省へ御達相成度儀ハ妥當ノ事件ト被存候ニ付、左ノ通御達相成可然哉、仰高裁候。⁽⁴⁴⁾

すなわち、「第一局議案」は、外務省の上申を妥當としてこれを全面的に支持し、以後各省より外国人の守るべき行政規則頒布の際は、事前に外務省と協議熟談の上決するよう太政官より諸省へ達すべきであるとしたのである。この議案は第一局の中でも、外務課の起案にかかるものかも知れない。翌明治十五年八月十九日、第一局勤務の萩原は修史館より「毛利敬親事蹟」十三冊を借用したが、その所属は「第一局外務課」⁽⁴⁵⁾となつて、したがつて第一局の内部機構は、外務・財務・農商工務の公文の查理にそれぞれ応ずるため三つに分課し、外務課、財務課、農商工課の三課で構成されていたのかも知れない。もし仮にそうだとすれば、第二局の構成も内務課、教育課、軍事課、司法課の四課から成っていることになる。

ともあれ、太政官第一局設置後、「外交通紀」の編纂業務はこの第一局に移り、以後編者は「第一局外務課」・「第一局詰合」・「太政官編纂委員」等の所属ないし肩書を呼称した。⁽⁴⁶⁾そしてこの編纂業務は、内閣制度の創設による太政官制度と第一局の廃止まで続行された。次に第一局において「外交通紀」および「外交紀事本末」が、どのような経過で編纂されるのか、具体的にみていくこととする。

「外交通記」卷一、卷二が明治十五年七月中に整頓され、第一局の掛参議山県有朋の検閲をへて上呈されたことは前述の通りである。右の文書に「外交通記」とあるが、実際整頓された編纂物は「外交通記稿本」⁽⁴⁷⁾であり、その卷一、卷二を收むる帙の表題には「外交通記藁本第一套」⁽⁴⁸⁾と記されている。編者の「通記」と「通紀」の記載は少し統一性を欠く嫌いもあるので、本稿では以下「通紀」と記すこととする。

同十五年十二月二十三日、「外交通紀稿本」の続巻、卷三より卷八ま

での六冊が整頓し、前巻と同様に掛参議山県有朋の検閲に供された。

明治十五年十二月廿二日

第一局

主任 御用掛⁽⁴⁹⁾ 属⁽⁵⁰⁾

掛参議⁽⁵¹⁾

書記官⁽⁵²⁾

先般上申仕候当局編纂外交通紀稿本ノ続キ別冊⁽⁵³⁾至卷八 六巻此節整頓ニ付、供高覽候也。⁽⁴⁹⁾

この文書の押印を見るに、卷一、卷二を上呈した際と同一人物の押印であり、文書も第一局内の部内文書のためか無号である。そして第一局主管参議山県有朋の検閲を了えた「外交通紀稿本」は、同十二月二十六日内閣書記官に呈出され、同書記官の手をへて大臣・参議に廻覧されたものと考えられる。同日付の局乙三十号の文書に、「第一局編纂外交通紀稿本ノ続キ従卷三至卷八、六巻整頓之事」とあり、最上部に太政大臣三条実美が花押を加え、やや下に主管参議山県有朋が押印し、その下部に内閣書記官三名が押捺してある。⁽⁵⁰⁾

そして興味深いことはこの文書に付箋がついており、その付箋に「別冊ハ第一局ニ預リ置」と記し、「藤田」の押捺があることである。「藤田」とは太政官八等属第一局勤務の藤田景行（東京府士族）のことを指し、彼は当初より「外交通紀」の編纂に關係し、編纂主任萩原裕の助手的存在であった。その彼が「外交通紀稿本」の「別冊」を第一局に預り置と記したことは、とりもなおさず「外交通紀稿本」は「本冊」と「別冊」の二部作成されたことを意味しよう。もとよりこの「外交通紀稿本」は俄かに出来上ったものではなく、そこには前段階の草稿本ともいふべき「外交通紀底本」が存在した。しかし、その草稿本とは別に淨写本が二部作成されたと考えられるのである。

ちなみに「外交通紀稿本」はこれ以後、卷九から卷十二迄の四冊が上呈された時の書類の付箋にも「別冊式帙当局へ預置候 第一局印」とあり、また卷十三より卷十六の四冊が上呈された際の文書の付箋には、明確に「別本當局へ預置候也 第一局印」⁽⁵²⁾と記載があつて、「別本」が第一局の保管となつた。そしてさらに卷二十一より卷二十八迄八冊が上呈された時の文書の付箋に「本書へ當局江留置候事 第一局印」⁽⁵³⁾とあり、この場合何故か從来と違つて「本書」が第一局の保管となつたのである。

したがつて「別冊」、または「別本」というのは「本書」に対する「別冊」あるいは「別本」という意味で、つまり正本に対する副本の意味ではなくたろうか。

かつて旧幕當時、諸大名から幕府に上呈された献上本は、装訂が美しく立派であるだけでなく、「献上本は一般に形が大きくて、紙面寛闊である」⁽⁵⁴⁾のが特徴的だという。現在、東京大学史料編纂所に架蔵する「外交通紀稿本」全二十四冊は、装訂も見事な上に、使用野紙もこの頃太政官の一般事務に用いていた十三行赤野紙ではなく、同じ太政官名の入った野紙でも上質の和紙を用いた行間寛闊な十行青野紙である。勿論、筆蹟や中に収録する絵図等も流麗で、献上本あるいは御手許本としてみて少しも損色ない特別仕立ての美本である。

以上のことから、「外交通紀稿本」は正・副の二部作成され、正本は内閣へ献本され、他の副本一部は第一局保管となつたようと考えられる。但し、卷二十一より卷二十八迄の八冊は正本も第一局保管となつた。そして第一局廃止以前に正本・副本とも全て同局の保管となつた。ちなみに内閣制度発足後、この編纂事業は宮内省臨時編纂掛に引継がれることになり、旧第一局支室の書類が宮内省に移管された。その時の目録に「外交通記稿本十二帙」、「外交通記副本二十三冊」とあつて、その事実を確認することが出来る。

ところで、現在東大史料編纂所に架蔵する「外交通紀稿本」は、一部のみであるがその何れに属するのか。おそらく一帙に二冊づつ入れて十二帙二十四冊完全に揃っている東大史料編纂所本は「正本」と推定される。「副本」は後年「外交始末底本」の原稿として用い、その中に分散して使用されている。つまり、「外交通紀稿本」の「副本」は解体されて、「外交始末底本」の中に消え、「副本」の形では存在しないと考えられる。

とまれ、右の「外交通紀稿本」卷三より卷八に至る六冊が上呈された後、暫く「外交通紀稿本」の続巻が整頓されなかつた。その理由は「外交通紀稿本」の編纂が困難を極めたというだけではなく、編纂主任の萩原自身「大政紀要」編纂の緊急課題に動員されたためでもあつた。

翌明治十六年四月七日、新設の宮内省編纂局の主任委員として岩倉具視自らその総裁心得に就任し、福羽美静・西周の両名を編修委員長となし、秋月新太郎以下の編纂委員を任じたが、その一人に萩原裕も任命されたのであつた。かねて岩倉は三月に、「具眼碩学ノ吏員ニ命シテ本邦國体上ノ要點ニシテ歴史或ハ習慣ニ顯著ナル者（中略）ヲ編述セシメ、更ニ之ヲ獨文ニ反訳シテ鄭重ノ儀式ヲ以テ之ヲ後輩ニ交付シ、先ツ我国ノ本体ヲ通曉セシメ、然ル後ニ我ノ顧問ニ応シテ対答セシムヘシ」と天皇に上奏し、早急な「大政紀要」の完結を企図した。従つて岩倉は総裁心得就任直後、早くも次のように外務省へ協力方を要請した。

今般以思召 皇國上古以來維新後今日迨ノ太政ノ沿革ヲ簡明ニ編纂シテ一部ノ略記トシ、御手元ニ備ヘ置カレン為メ宮内省中編纂局ヲ設ケ委員ヲ置カレ候ニ付テハ、各庁主務ノ文書ヲ閲覽若クハ借用可シ、又ハ主任官ニ就キ質問ヲ要スルコト可有之、其時時委員派遣可

明治十六年四月十三日
井上外務卿殿⁽⁵⁸⁾

岩倉右大臣

おそらく岩倉は外務省だけでなく、関係する諸官庁の殆んどに編纂の趣旨を説明し、その助力を要請したものと考えられる。「大政紀要材料書目」をみると、宮内省編纂局の買上本の外に宮内省庶務課、同侍講局、式部寮、御系譜掛、華族局等の所蔵本はもとより、内閣書記官局、太政官記録課、修史館、太政官第一局・第二局、統計院、参事院内務部

・法制部、外務省、内務省図書局・地理局・戸籍局、大蔵省会計局・租税局・記録局、陸軍省、海軍省、農商務省、開拓使残務整理委員、博物

局、東京大学、東京図書館、司法省、元老院、警視庁、東京府等多数の

官庁の諸記録や所蔵本を借用している事実が知られる。さらにこの編纂には、編纂委員各自所蔵の蔵本を持ち寄り、また九条道孝・徳川家達・二条基弘等華族の所蔵本や在野の人々の所有する記録・写本類まで収集の手が広げられた。

ともかく、「大政紀要」百余巻の主体は「上編」と「下編」にあるが、「上編ハ上古以来徳川氏ニ至ル迄ヲ記シ、下編ハ維新以後ノ事ヲ記ス。上編ハ簡明ヲ要シ、下編は詳悉ヲ要スヘシ」との岩倉の訓示であった。⁽⁶⁰⁾ 上下両編ともその内部構成は総記・官職・法令・兵制・財政・礼儀・外交・戸籍・教育・農業・工業・商業などの部門から成る。萩原は右の部門の「外交」の編纂を担当した。しかし、萩原は一方で「外交通紀稿本」という幕末外交の編年史料を編纂していたが、何故か担当は維新以降を扱う「下編」であった。上古より幕末までの「上編」の「外交」は太政官権少書記官青木貞三が編纂に当ったのである。

青木は「上編」の「外交」を全三巻に纏め、一巻に崇神天皇以来の対外関係を叙述した。そして一、三巻を「徳川幕府ノ外交」上、下に分け

て叙述しているが、幕末外交史はその第三巻であり、おおむね編年体の叙述である。⁽⁶¹⁾ この青木の「上編」の「外交」に比較して、萩原の担当した「下編」の「外交」は紀事本末体を全面的に採り入れ、前述の岩倉の訓示通り「詳悉」な記述となっている。すなわち、「下編」の「外交」は全編を外交一から五までの五巻とし、次のような項目を設定したのであつた。⁽⁶²⁾

外交一 修好

外交二 開港

外交三 任使 学芸

外交四 貨債 賠償

外交五 法禁 殺暴

右の各項目ごとに、相互に関連するあらゆる彼我の事蹟を抱摂し、その事項の変遷の因由と沿革を簡潔に辿れるよう歴叙したわけである。しあがって「開港」の例をみると、その内容は慶應三年十二月七日の兵庫開港、大坂開市に起筆し、明治十五年の朝鮮の仁川開港に終つている。また、「任使」は明治元年正月の新政府の外政機構創設より説き起し、明治十五年の參議伊藤博文の歐州憲法調査派遣にまで言及している。⁽⁶³⁾ 他の何れの項目も維新以降明治十五年までの事蹟を叙述しており、いわば紀事本末体による当時の「最新日本外交史」とでもいうべきものであつた。

萩原が右の編纂に当つて、外務省より提供された記録は「英仏露戊辰京都參朝記聞」三冊と「外務省沿革類從」十一冊で、何れも外務省記録局の坂田諸遠が編纂したものであった。萩原はもとよりこの記録だけではなく、「復古記」や「太政官日誌」、「公文錄外務省」、「米歐回覧実記」、「官雇入外国人調」、「布達全書」、「太政官達全書」等多数の諸記録を用いたことは、その内容よりして容易に想像される。⁽⁶⁴⁾

こうして「大政紀要」の編纂に参加した萩原は、紀事本末体を以て「下編」の「外交」編を叙述することに大なる成功を収めた。しかもこの成果は「大政紀要」の編纂にのみ局限されたのである。換言すればこの「大政紀要」の編纂は、萩原の本来の任務である「外交通紀稿本」の編纂に大きく影響し、新たな構想のもとに「外交紀事本末」が生み出されてくる契機となつたと考えられるのである。

ともかく、翌明治十七年一月八日「外交通紀稿本」の巻九より巻十二までの四冊が整頓され、第一局より内閣に上呈された。

明治十七年一月八日

第一局

当局編纂外交通紀稿本從卷九至卷十二式帙今般整頓ニ付、因例供高覽候也⁽⁶⁶⁾

この「外交通紀稿本」は、「局乙一号」を以て大臣・参議に回覧されその検印を得ている。すなわち、内閣書記官をはじめ三条太政大臣の検

印と有栖川宮熾仁左大臣の花押を加えたこの文書には、大木喬任・松方

正義・川村純義・佐佐木高行・山県有朋・西郷従道・山田顕義・大山巖の諸参議が押捺し、押印を欠くのは伊藤博文・井上馨・福岡孝弟の三参議である。右の文書に「因例供高覽」とあるから、当初より「外交通紀稿本」は天皇臨御の下、大臣・参議の構成する「内閣」において廻覧されていたものと思われる。

そして同年五月二十八日、第一局第二号を以て「外交通紀稿本」巻十三から巻十六までの四冊の続巻と、新規に「外交紀事本末」三冊が上呈された。

第一局第一号

明治十七年五月廿八日

第一局（印）

当局編纂外交紀事本末_{自卷之三}至卷之三
三卷并外交通紀稿本_{自卷之三}至卷之三
二帙今般整頓ニ付、因例供高覽候也⁽⁶⁷⁾

この「外交通紀稿本」の続巻と新たに編纂された「外交紀事本末」は、内閣書記官の検印を以て三条太政大臣、有栖川宮左大臣に上呈され、さらに前巻と同じく諸参議に回覧されて花押ないし押捺を得ている。押印を欠くのは伊藤・松方・山県・西郷・大山の五参議である。

ところで、右の文書で興味を惹くのは「外交紀事本末」の新規追加である。この時、内閣に上呈された「外交紀事本末」は当然のこと乍ら淨写本であつて、後年使用済み野紙に史料の切裂類を貼付した「外交紀事本末底本」でないことは確かである。しかし、いつたいこの「外交紀事本末」、「外交紀事本末底本」等は草稿本・淨写仮綴・淨写本に朱筆で重訂するなど、その編纂は軒々としただけではなく、編者の萩原自身幾度も試行錯誤を重ね、その構想も何度も変化しているため、編纂物自体どの段階のものが正確に把握するのは容易でない。

そこで装訂の整頓と使用野紙、さらに最初の上呈本であるからには「凡例」等もきちんと備えていること等を条件に調べた結果、「外交紀事本末國修好一卷之一」、同じく「米國修好一卷之二」、同じく「露國訂約卷之三」の三冊であることが判明した。⁽⁶⁸⁾ 何れも「外交通紀稿本」ほど立派な装訂ではない。だが茶表紙の装訂で、使用野紙の紙質は少し劣るが形態は同一の広闊な太政官十行青野紙に淨写されており、「外交通紀稿本」と一緒に内閣に上呈されたものとみてほぼ間違いない。但し、本書は後年朱筆で添削を加え、更に上部余白へ書き込みや本文の抹消（貼り紙し）、或は外務省赤十三行野紙による追加など頗る手を加えている。

なお、この「外交紀事本末」の統編は宮内省へ移管後も編纂されるが、宮内省のそれに比較して太政官第一局作成本はひと回り大型である。次にこの「外交紀事本末_{米國修好一卷之一}」の作成時の当初の形態、

つまり改訂以前の原形を読みとることによって、本書の追加編纂の意味を考えてみたい。

四、「外交紀事本末」の登場と「外交通紀稿本」の終焉

「外交紀事本末」の編纂当初の意図と構想は、「外交紀事本末_{米国修好}」卷之一に収録する「例言八則」と「外交紀事本末總目」によって、ほぼその概要を知ることができる。まず「例言」の要点をみると、ここで、編纂の意図を探ることにしたい。

外交紀事本末

例言八則

一史ニ三体アリ。紀伝ハ其人ヲ詳ニス。人詳ナレハ事ト年ト隨テ具ハレ。編年ハ其年ヲ詳ニス。年詳ナレハ人ト事ト亦隨テ見ハル。本末ハ其事ヲ詳ニス。事詳ナレハ人ト年ト自ラ其中ニ在リ。此ノ三体一ヲ缺テ不可ナリ。外交既ニ通紀アリテ年ヲ詳ニス。今本末ヲ撰シテ事ヲ詳ニセントス。

一外交ハ尚シ。然レトモ漢韓渤海ニ止ル。天文以降。西南洋人虜集スト雖トモ。皆久シカラズシテ謝絶シ。独リ和蘭ヲ存シ。市易ヲ通スルノミ。故ヲ以テ此編ハ筆ヲ米国修好ニ起シ。条約改正ニ絶ツ。但タ源アリ委アリ。廻廻上下セサルヲ得ス。限ルニ年ヲ以テス可カラス。露國訂約柯太定界下関賠償金條約改正等ノ若キ此ナリ。

(中略)

一事実ハ一二通紀ニ資レリ。故ニ別ニ采據書目ヲ挙ケス。其詳ナルヲ覧メハ。之ヲ通紀ニ參觀スヘシ。

すなわち、編年体の「外交通紀稿本」を編纂中であった萩原は、これに新たに紀事本末体の外交史と紀伝体の外交史を加えることによつて、

編年・紀伝・紀事本末の三者を以て一体とする立体的な外交史の編纂を企図したのであつた。⁽⁷⁰⁾ その収録年代も「筆ヲ米国修好ニ起シ。条約改正ニ絶ツ」と述べているから、「外交紀事本末」は開国の契機となつたペリーの来航より明治外交の最大の懸案である条約改正の今日的問題へ一貫する外交史の編纂にあつたことがわかる。

また、編者はこの「外交紀事本末」には出典を示さないので、詳しいことは「通紀」、つまり「外交通紀稿本」を見よと指示している。すなわち、内閣へ上呈したこの「外交紀事本末」三冊は何れも史料編ではなく、通史として詳細に叙述したものであり、その基礎的事実の詳細は「外交通紀稿本」に引用する史料を参照せよとの意味である。したがつてこの「外交紀事本末」と「外交通紀稿本」は車の両輪の如く、相互に補完する編纂物ということになる。そうであるならば「外交通紀稿本」百余巻の構想も、ペリー渡来より明治の条約改正交渉に至る一貫した編年体の外交史の史料編であったと考えられる。

次に「外交紀事本末」の具体的構成を、「外交紀事本末總目」からみることにしたい。原本に番号はついていないが、行論の便宜上これに仮番号をつけることとする。

その項目は、(1)米国修好 (2)露國訂約 (3)柯太定界 (4)沿海警備 (5)外使延見 (6)貿易商議 (7)開鎖論議 (8)各國締約 (9)三港開埠 (10)江戸開港 (11)下関賠償 (12)生麦殺傷 (13)鎮港商議 (14)浪士横暴 (15)小笠原島開拓 (16)対馬滯艦 (17)米国遣使 (18)歐洲遣使 (19)朝鮮通交 (20)条約改正 (21)附錄、等である。

すなわち、「外交紀事本末」は当初、右の全編二十一項目から成る編纂が想定されていたのである。この内、まず(1)と(2)が整頓され内閣に上呈された。右の項目で気になるのは、編者萩原が前年に担当した「大政紀要」下編「外交」の採録項目、修好・開港・賠償・兇暴等との関係で

ある。「外交紀事本末」と「大政紀要」下編「外交」とを比較すれば、項目の建て方は幕末と維新後とでは事件・事項によって性格が異なるものもあるとはいっても、そこには幕末より明治以降まで一貫してその顛末を記事本末体を以て叙述する方が、却て便利かつ明瞭な項目も多い。例えば「大政紀要」下編「外交」の修好・開港・賠償・兇暴等の項目はそのまま幕末期の外交史にも応用できるし、また右の「外交紀事本末」の(3)柯太定界や(8)各国締約、(11)下関賠償、そして(17)米国遣使以下の項目はそれとは逆に明治以降の外交史編纂にも頗る便利である。

しかも「大政紀要」下編の「外交」は叙述している本文の上に、「太政官復古ヲ列國公使ニ告ク」、「列國公使局外中立ヲ布令ス」、「法蘭英三国公使入朝ス」等と小見出をつけているが、「外交紀事本末」も利用の便宜をはかるため、本文の上部に「米国日本遣使ノ議ヲ起ス」、「米国彼理ヲ擢テ使節ト為ス」、「彼理米国ヲ發ス」、「彼理書ヲ海軍卿ニ贈ル」等と、同様の小見出をつける体裁を採っている。⁽²³⁾両者の内容記述は編纂意図と扱う時代が異なるため単純に比較できないが、「外交紀事本末⁽²⁴⁾」の方は遙かに詳細で、米国修好の発端を説くに当つても直ちにペリーにふれず、まず日本と西欧諸国との歴史的沿革を述べ、それよりメキシコとの戦争による米国のカルフォルニア占有、同地の金礦発見、太平洋航路開設の米国の国内事情に及ぶという筆の進め方で、通覧して世界の趨勢と日本の置かれている立場が如何なるものかを客観的に認識できるよう、重要な文書は引用までして説得的に叙述している。

とまれ、以上のことから「外交紀事本末」と「大政紀要」下編「外交」との関係がほぼ推察可能であろう。すなわち、明治十六年「大政紀要」の編纂に動員された萩原は、既に紀事本末体の対外関係史『頤承述略』の著作があり、「大政紀要」下編の「外交」も同様に紀事本末体を以て編纂に当つた。そしてこの「大政紀要」の経験を、本来の職務である外交史の編纂に発展的に活用し、「外交通紀稿本」を基礎に事件・事項毎の詳細な外交史を叙述した。これが「外交紀事本末」誕生の経緯であつたと考えられる。そして「外交紀事本末」の追加編纂の直接的動因は、萩原が「例言八則」で述べていることから窺われるよう編者自身漢学の大家で、最初より紀伝・編年・紀事本末の三体を合一する編纂の抱負を有していたことと、編纂中の「外交通紀稿本」は編年体であるため、ほぼ完結しなければ事項・事件の展開過程とその顛末を容易に知ることが出来ないという難点があつたことである。しかも、その「外交通紀稿本」の編纂は未だ初段階にあつた。したがつて編者は「外交通紀稿本」の側面的補完の意味を以て、新たに「外交紀事本末」を追加編纂したものと考えられる。

次に最初の問題に立ち戻り、この「外交通紀稿本」、「外交紀事本末」の編纂が、その後どのような経過を辿るのか、太政官制度の廃止までを目途としてみていくこととしたい。

明治十八年三月十日、現存する「外交通紀稿本」の最終巻が脱稿し整顿の上、上呈された。

明治十八年三月十日

第一局

本局編纂外交通紀稿本_{至卷二十一}⁽²⁴⁾ 四帙、今般整頓ニ付、依例供高覽候也

すなわち、第一局より「外交通紀稿本」の巻二十一から二十八までの四帙八冊が上呈され、翌十一日内閣書記官長土方久元と内閣書記官の検印をして、三条太政大臣・有栖川宮左大臣の検閲に供された。その書類に兩大臣の花押が加えられているが、諸参議に回覧された文書は見当らず、また上皇の本書も前述のように編纂主務の第一局保管となつた。

これ以後、「外交通紀稿本」の続編は整頓されずに太政官制度の廃止を迎えるが、ここで少し疑問なのは前年五月「外交通紀稿本」の卷十三より十六まで四卷上呈した後、十八年三月に至り卷二十一より二十八まで八卷上呈しているから、その間卷十七より二十までの四卷が欠脱しているように思われることである。しかし、これは整頓の際巻数を誤って記したためで、編者萩原は「外交通紀稿本」の第八帙と第十一帙の双方の表紙に次のように記している。

第十七卷ヨリ第二十卷マテ 第十九卷
ヨリ第十一卷アルハ臨時編纂局ニ於テ本書編成、内閣ヘ上申セントキ第一卷ヨリ第十六卷マテノ八套ヲ差出シ、後チ編纂ヲ繼キ卷数ヲ附スル際十七卷ヨリ起スヘキヲ誤テ第二十一卷トセリ。故ニ卷数ノ上ニ於テハ欠遺アレトモ本文記事ハ前後相繼キ毫モ闕ル所アルナシ。

右本書当局ニ引続ノ際編纂主任

萩原裕口述

したがって、東大史料編纂所架蔵の「外交通紀稿本」正本全二十四冊は完全な揃いであつて、四冊の欠本がある訳ではない。むしろ重要なことは、明治十四年七月太政官外務部で全百余巻の構想を以て編纂が開始された「外交通紀稿本」が、なぜそれ以降の続編を編纂せずに終つたかということである。「外交通紀稿本」卷一は嘉永六年六月三日のペリー艦隊の来航に起筆し、最終巻の二十四冊目は安政二年五月二十八日に終わる。その収録期間は実質二年弱の僅かの期間を編纂したに過ぎず、波瀾に満ちた幕末外交史のほんの序曲を奏でたに過ぎなかつた。

「外交通紀稿本」の編纂が序曲で中止された事情は種々考えられるが、最も大きな理由のひとつは編者萩原がこれより先、明治十七年の暮に政府の要請で新たな編纂を命ぜられたからであった。彼の官歴に次のようにみえる。

同十七年十二月十二日

台灣生蕃及沖繩弁理始末編纂委員被仰付。但、伊藤參議之指揮可受。

右、左大臣口達⁽⁷⁶⁾

すなわち、萩原は再び緊急の編纂に駆り出され、「台灣生蕃及沖繩弁理始末」の編纂に専念することとなつたのである。しかもこの編纂は有栖川宮熾仁左大臣じきじきの内命で、直接の指揮は伊藤參議からその指示を仰ぐようとの口達であつた。こうしてみると萩原と伊藤との関係は從来から密接であり、「外交通紀稿本」や「外交紀事本末」等の編纂も、やはり萩原は伊藤參議の指揮をうけていたのかも知れない。

ともあれ、萩原はこの新規の「台灣生蕃及沖繩弁理始末」の編纂に没頭している内に、明治十八年十二月二十二日太政官が廃止され、非職元太政官御用掛となつた。だが、翌十九年一月十九日直ちに宮内省雇いを命ぜられ、同月陸軍省御用掛を兼務した。そして宮内省において「台灣生蕃及沖繩弁理始末」の編纂を繼續し、早急に整頓してこの年七月二十日同省より「台灣琉球始末⁽⁷⁷⁾」として内閣へ上進したのであつた。その後、萩原は「善隣始末」の編纂を命ぜられる一方、「外交紀事本末」の編纂を進め、また別途に「外交始末底本」や「外交紀事本末底本」の編纂を新たに開始した。そして右の「外交始末底本」や「外交紀事本末底本」こそ、最終的に併せて二百数十冊に及ぶ多量の幕末外交文書集となり、後年『幕末外国關係文書』の編纂に活用されただけでなく、浩瀚な「大日本維新史料稿本」の重要な基礎のひとつとして用いられる程の永い生命力を有した。しかし、興味深いことに編者萩原はこの間、宮内省より内閣へ戻り、さらに外務省へと転々としながらも鋭意右の編纂を進めたが、最初に着手した編年体の「外交通紀稿本」の続編を整頓することはなかつたようである。

なお、内閣制度成立以後のこの編纂事業の具体的経緯、編纂の外交史及び外交文書集の概要、材料となつた原史料の全容、編者萩原裕の人物と学問など言及すべき多くの問題が残るが、いずれこれらの問題については稿を改めて考えていくこととした。

むすびにかえて

萩原裕が編纂した「外交通紀底本」、「外交通紀稿本」、「外交紀事本末」、「外交紀事本末底本」、「外交始末底本」、「外交本末」等は表題が多様であるだけでなく、草稿本あり、重複あり、校訂本や重訂本、未定稿本などもあり、それらが渾然一体となっており、それだけにこの編纂物の正確な統一的的理解は難かしく、また時には編者の意図さえ認識するのが容易でない。

しかし、結びに当つて右の編纂物がいったいどのようなものか簡単に説明しておく必要があろう。次に筆者の現時点における理解を示しておきたい。

右の多様な編纂物のうち、最初に着手した編年体の外交文書集が「外交通紀稿本」であり、その草稿本が「外交通紀底本」である。そして次に右の「外交通紀」の諸本を礎材に用いて、二十一の項目を建て、紀事本末体を以て一件ごとにその顛末を叙述した外交史が著された。これが「外交紀事本末」である。しかるに「外交通紀稿本」が嘉永六年より安政二年までの文書集で、しかもこの統編が整頓されなかつたため、「外交紀事本末」の礎材を欠くこととなつた。

つまり、幕末全史の「外交紀事本末」を叙述するためにはその材料編ともいうべき項目ごとの史料集が必要とされた。その史料編こそ「外交始末底本」であり、「外交紀事本末底本」であつたと考えられ、編者が最も熱意を傾注したものであった。しかし、編者は後年幕末外交史を叙

述するに当り、「外交紀事本末」の表題をやめ、新たに「外交本末前編」と命名したのであつた。この「外交本末」は「前編」とあることによつて、編者は明治以降を対象とした「外交本末後編」もその視野に入れていたことが明らかである。だが、右の編纂物は何れもついに完結することなく終つた。

〔註〕

(1) 明治四十三年三月東京帝国大学刊『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』。以下『幕末外国関係文書』と略記する。

(2) 金井圓「一、江戸幕府及び初期外務省による史料編纂」。これらの解説は展示委員会報告として一括して『東京大学史料編纂所報』第二〇号に収録されている。

(3) 金井圓「幕末の外交文書と『通信全覽』」(「P I N U S」第三十一号所収)。この論文は、平成元年十一月十一日雄松堂フォーラム89「本との出会い」パートIV第三部での講演筆記に加筆したものである。

(4) 「明治十五年七月議案簿」(国立公文書館所蔵)

(5) 明治十四年「太政類典」第五編第一類官制、文官職制一(国立公文書館所蔵)

(6) 明治十四年「公文錄」(国立公文書館所蔵)。『太政官職員錄』

(7) 山中永之佑著『日本近代国家の形成と官僚制』(昭和四十九年六月弘文堂刊)。吉井蒼生夫「維新政権機構の形成と諸制度の近代化」(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻所収 昭和五十六年日本評論社刊)。高橋康昌著『近代日本の政治思想と体制』(昭和五十二年雄山閣出版刊)

(8) 明治十三年「太政類典」第四編、官制・文官職制・臨時官(国立公文書館所蔵)

(9) 前掲 明治十三年「太政類典」第四編

(10) 安岡昭男「校訂明治官員錄」(『日本史總覽』補卷III所収 昭和六十一年新人物往来社刊)。『太政官職員錄』(東大史料編纂所所蔵)

(11) 宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀』第五(昭和四十六年吉川弘文

館刊)

- (12) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三巻（昭和九年内外書籍刊）
- (13) 田中正弘「正統『通信全覽』の概要と編纂の沿革」（『通信全覽総目録・解説』所収）平成元年雄松堂出版刊。
- (14) 「明治三十一年叙位一」（国立公文書館所蔵）
- (15) 『学習院年報』宮地正人氏を通じて学習院大学の新田英治教授より御教示を得た。
- (16) 前掲「明治三十一年叙位一」。なお、この「萩原西疇先生文学著述概略」は岸本昌熾編輯の『鶴塾同尚会々誌』第一集（明治三十年二月十一日発行）にも「西疇先生文学著述年譜」の表題で収録されている。
- (17) 『三條家家司日記』明治十四年十八（東大史料編纂所所蔵写真版。なお、原本は神宮文庫所蔵である）。宮地氏の御教示を得た。
- (18) 『顕承述略』明治九年八月刊
- (19) 『顕承述略統』明治二十九年十二月刊
- (20) 萩原の著作『顕承述略』の巻一截至三韓述略より巻九の通漢述略までの材料は、その書中に掲げる「采據書目」によって、百八十三種の多数に登ったことがわかる。そしてさらにその統編ともいべき『顕承述略統』にはなお多くの文献を追加したのであった。統編の冒頭に収録する「采據書目拾遺」によると、利用文献は「日本書紀」、「続日本紀」、「古事記」、「三代実録」を始めとし、「大日本史」、「徳川実紀」、諸大名家の家譜、僧周鳳の「善隣國宝記」、近藤守重「外蕃通書」、林道春「華夷變態」、外務省の「琉球封藩事略」、林輝等の「通航一覽」正統などに及ぶ。また、萩原裕は父祖三代にわたる家学である漢学を継承していたから中国側の文献も縦横に駆使した。すなわち、「後漢書」、「三国志」、「晋書」、「南北史」、「隨書」、「旧唐書」、「新唐書」、「弘簡錄」、「元史」、「元史類編」、「皇明美記」、「明史稟」、「明史紀事本末」などより清の魏源編「海國圖誌」や「聖武記附錄」等はむろんのこと、同じく清の周煌著「琉球史略」に及ぶ。また朝鮮側の「東國通鑑」、「懲毖錄」、「隱峰野史別錄」等も披閲した。そして西欧諸国の文献は殆んど翻訳物を利用した。すなわち、箕作阮甫訳の「和蘭室函」、平井希昌訳の「西教史」、高橋景保訳の「奉使日本紀行」、青池盈訳の「遭厄日本紀事」、高橋景保訳の「日本紀聞」などであり、これら全てを含んだ総計三百五種に及ぶ厖大な文献を萩原は博覧していたのであった。
- (21) 明治十四年「公文錄」陸軍省五月二（国立公文書館所蔵）
- (22) 元北京公使館書記官中島雄編纂調書「日清交際史提要」（『日本外交文書』明治年間追補第一冊所収）
- (23) 同右「日清交際史提要」
- (24) 同右「日清交際史提要」
- (25) 岩倉公旧蹟保存会発行『岩倉公実記』下巻
- (26) 前掲『明治天皇紀』第四
- (27) 前掲『岩倉公実紀』下巻
- (28) 同右『岩倉公実紀』下巻
- (29) 前掲『明治天皇紀』第四
- (30) 前掲『岩倉公実記』下巻
- (31) 前掲『明治天皇紀』第五
- (32) 明治十三年「太政類典」第四編官制・文官職制・臨時官（国立公文書館所蔵）
- (33) 前掲『明治天皇紀』第五
- (34) 前掲明治十三年「太政類典」第四編官制・文官職制・臨時官
- (35) 「明治十四年以降證綴込 内閣臨時編纂所」（東大史料編纂所所蔵、『幕末外交文書集編纂資料』の内）
- (36) 同右「明治十四年以降證綴込 内閣臨時編纂所」
- (37) 同右「明治十四年以降證綴込 内閣臨時編纂所」
- (38) 同右「明治十四年以降證綴込 内閣臨時編纂所」
- (39) 前掲『岩倉公実記』下巻
- (40) 明治十四年「太政類典」第五編第一類官制・文官職制（国立公文書館所蔵）
- (41) 同右明治十四年「太政類典」第五編第一類
- (42) 明治十四年「公文錄」太政官十月（国立公文書館所蔵）

- (44) 同 右 明治十四年「太政類典」第五編第一類
(45) 「明治十五年二月以降證書綴込 内閣臨時編纂所」(東大史料編纂所所
藏「幕末外交文書集編纂材料」の内)
- (46) (47) 前掲 「明治十四年以降證書綴込 内閣臨時編纂所」、「明治十五年二月
以降證書綴込 内閣臨時編纂所」
- (48) 東大史料編纂所所藏「外務省引継本」
- (49) 明治十五年十二月「議案簿」(国立公文書館所蔵)
- (50) 明治十五年「公文錄」(国立公文書館所蔵)
- (51) 明治十七年「公文錄」(国立公文書館所蔵)
- (52) 同右 明治十七年「公文錄」
- (53) 明治十八年「公文錄」(国立公文書館所蔵)
- (54) 福井保「献上本の伝来と保存」(同氏著「内閣文庫書誌の研究」所収、
青裳堂書店昭和五十年刊)
- (55) 明治十九年「往復簿 内閣記録局」(国立公文書館所蔵)
- (56) 「外交始末底本」露國訂約卷四、八、九、十、十一、十二、「外交始末
底本」米国通好卷一、十一、十四等に顯著にその痕跡が認められる(東大
史料編纂所所藏「外務省引継本」)。こうした副本の解体と、新企画への編
纂材料としての応用は他にもかなりの例がみられ、當時としては殊更珍し
くなかったようである。
- (57) 前掲『岩倉公実記』下巻
- (58) 外務省記録「太政官往復書類 附各大臣回章」(外務省外交史料館所蔵)
- (59) 「大政紀要材料書目」(国立公文書館所蔵)
- (60) 前掲『岩倉公実記』下巻
- (61) 「大政紀要」第四十四卷～第四十六卷(「大政紀要」上編外交第一～三
卷、国立公文書館所蔵)
- (62) 「大政紀要」第九十一卷所収「大政紀要下編外交目録」(国立公文書館所蔵)
- (63) 所蔵 「大政紀要」第九十二卷所収「外交二、開港」(国立公文書館所蔵)
- (64) 「大政紀要」第九十三卷所収「外交三、任史、学芸」(国立公文書館所
蔵)
- (65) 前掲 「大政紀要材料書目」
- (66) 前掲 明治十七年「公文錄」
- (67) 同 右 明治十七年「公文錄」
- (68) 東大史料編纂所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内
- (69) 明治十九年以降宮内省臨時編纂所において「外交紀事本末沿海警備」の
編纂が行なわれ、現在東大史料編纂所の「幕末外交文書集編纂材料」の中
に、その「沿海警備」卷三、四、五、六、八等が残存する。使用野紙は宮
内省十行青野紙を用い、全て茶表紙の装訂で見抜きに太政官第一局作成の
「外交通紀稿本」、「外交紀事本末」と同じ「内閣記録之印」を押捺してい
る。したがって太政官廃止後、この事業の宮内省への移管措置は編者の職
域を確保するための方便であつて、本務は依然として「内閣記録」の編纂
にあつたように思われる。但し、太政官第一局編纂の「外交紀事本末」が
縦二六・五厘、横一八・七厘などの較べ、宮内省編纂本は縦二五・五厘、
横一八・一厘と、少し小型のサイズである。
- (70) 萩原は後年、ペリーとブチャーチンに関する個別の史料集を編んでい
る。すなわち、「彼理紀事本末底本」壹と「布恬廷紀事本末底本」第壹(即
第三までの四冊がそれである。そしてこの後者の第一巻の表紙に貼り紙し
て「此書ハ露國通好底本之中より特ニ布恬廷ニ關スル分ノミヲ書抜シ者ナリ
第一第二第三共三冊」と記している。従つて右のブチャーチンに関する特
集は「露國通好」が基本となつてゐることがわかり、おそらく前者の「彼
理紀事本末底本」も「外交始末底本」中の「米国通好」(全十八冊)より
部分抜粋と思われる。つまり、編者はペリーとブチャーチンの動静に關
する特集を編み、それより開国の使節を対象とした、いわば紀伝体による
各使節ごとの叙述も構想していたようと考えられる。
- (71) 「外交紀事本末米国修好一卷之」に收録。前掲「幕末外交文書集編纂材
料」の内。この「外交紀事本末總目」も、後年に至り項目の合併や移動、
削除、追加がくりかえされ大幅な改訂をみたが、本稿では当初淨写の際の
原形、つまり一行に一項目づつ正規に登録されたものだけを拾つた。

(72) 前掲
〔大政紀要〕第九十一～九十五巻「外交」一～五（国立公文書
館所蔵）

(73) 前掲
〔外交紀事本末米國修好一卷之二〕（幕末外交文書集編纂材料
の内）

(74) 明治十八年「公文錄」（国立公文書館所蔵）
(75) 東大史料編纂所架蔵「外務省引継本」
(76) 前掲 「明治三十一年叙位二」
(77) 国立公文館所蔵

（付記） 本史料集の調査・研究の貴重な機会を与えて下さり種々の御教示を頂いた小野正雄・宮地正人の両氏と、永い期間にわたってご親切な便宜を頂いた維新史料室・閲覧室の皆様に心から厚く御礼を申し上げます。